

兵庫県稲美町農業委員会
令和4年2月定例会会議録

1 開催日時 令和4年2月25日（金）13時30分～14時30分

2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室

3 議 事

報告第23号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（2件）

議案第50号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1件）

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（2件）

議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）

議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（5件）

議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定

議案第55号「農業経営改善計画の認定について」⇒適当（3件）

4 出席委員（14名）

1番・山本恵洋	2番・福田正人	3番・丸山治正	4番・福田 修
5番・坂本英正	6番・大西寿々代	7番・藤本勝彦	8番・丸尾信夫
9番・久保敬治	10番・大西純子	11番・鳴瀬敏雄	12番・松尾芳夫
13番・大村信介	14番・高橋秀一		

5 欠席委員（なし）

6 事務局

局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

10番・大西純子 委員 11番・鳴瀬敏雄 委員

8 議 事

事務局： ただいまから令和4年2月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長高橋が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、10番大西純子委員、11番鳴瀬敏雄委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いいたします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第23号及び議案第50号～第55号まででございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長： それでは、報告第23号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町中村字八反坪 (いなそうホール西方)

地 目： 田

転用面積： 1, 3 1 4 m²

設定する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 不動産・建築業者

転用目的： 分譲住宅用地

土地利用計画： 申請地及び隣接の3筆と里道を開発区域とする。北側は

菊徳区画整理事業の予定地。造成工事完了後、住宅を建築する。
雨水は道路側溝に放流。汚水は公共下水道に接続。開発許可通知書の写し添付

専決処理：令和4年1月27日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を行う、住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年1月27日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町国岡三丁目（国岡3丁目交差点東方）

地目：田

転用面積：584㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：町外在住者2名

転用目的：賃貸露天駐車場

土地利用計画：造成工事完了後、区画する。雨水は道路側溝に放流。

専決処理：令和4年1月31日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、賃貸露天駐車場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年1月31日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、議案第50号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国岡字平見（国岡北交差点西方）

地目：田（現況宅地）

面積：584㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

従来からの自宅敷地は、南側道路の拡幅により縮小した。申請地は、圃場整備により、非農用地で住宅敷地北側に換地されたもの。平成7年ごろ木造2階建て倉庫建築、平成9年ごろ木造2階建て専用住宅建築し、現在に至る。

平成11年4月21日に撮影した航空写真添付。

現況、北は水路をはさんで農地、東は農地、南は町道の歩道と従来からの自宅の敷地、西は溝をはさんで宅地と農地。宅内の雨水は北側の水路へ放流。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二杉委員です。現状において農業用水や周辺農地、道路への影響はないとの報告がありました。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和4年2月21日13時30分～16時00分までの間、13番大村信介農地担当副会長補佐、6番大西寿々代委員、12番松尾芳夫委員及び事務局1名の計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

6番・大西寿々代委員： 申請地は敷地内がコンクリート舗装をされていますが、周囲にU字溝を設けるなど水路が整備され、雨水は北側の水路に放流されるようになっていきます。現状になって20年以上経っており、周辺の農地や道路等に影響を及ぼしていません。承認しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町印南字川北 田 4 0 6 m²
田 2, 0 7 1 m²
田 1 2 9 m²
田 1 5 7 m²
(川北集落南方) 4筆合計 2, 7 6 3 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：地元在住者

農機具：トラクター・田植機 各1台

栽培作物：水稲、野菜、果樹

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は青山委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・大村信介委員： 申請地は既に譲受人が管理されています。耕運してあったり、野菜や果樹が植えられていたり、現状はよく管理されており、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町岡字内ヶ池上 田 1, 2 1 5 m²
田 1, 9 0 0 m²
(内ヶ池南) 2筆合計 3, 1 1 5 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：町内、町外在住所有者6名共有

譲受人：地元農家

農機具：刈払機、軽トラック、防除機

栽培作物：ブドウ

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は藤原委員です。これまで地元営農が管理していたところですが、譲受人が耕作しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

12番・松尾芳夫委員： 申請地2筆は畦なしで耕作されていました。申請人は近隣でブドウを栽培している農家です。熱心に農業をされていますので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在地： 稲美町六分一字百丁歩（百丁場集会所西方）

地目： 田

面積： 19㎡

申請人： 地元農家

転用目的： 水路

土地利用計画： 申請地北側は田、東側は既存住宅の敷地、南側は道路。西は次に審議する5条許可申請にかかる擁壁が設置される予定。60cm幅で素掘水路設置し、北側農地からの排水路として使用する。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は藤原委員です。転用による農業用水・排水、道路や周辺農地への影響については問題ないとの報告をいただいています。

ます。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

12番・松尾委員： 排水のために利用するもので、他の農地や道路への影響はなく、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は5件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町六分一字百丁歩（百丁場集会所西方）

地目： 田

面積： 1, 735 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元農家

譲受人： 不動産業者

転用目的： 分譲住宅

土地利用計画： 西・南は町道、北は農地、東は先に審議した4条許可申請地で譲渡人所有の水路の予定。盛土造成し、分譲住宅を建築する。北・東は擁壁設置、南・西は雨水排水用道路側溝設置し、道路敷設の埋設管から北側の水路に放流する。汚水は公共下水に接続する。

百丁場地区特別指定区域の新規居住者の住宅区域で、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書提出中

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は藤原委員です。問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

12番・松尾委員： 雨水は申請地南・西に設置する道路側溝から、北に30mほど離れた既設の水路に流す計画です。汚水は公共下水に接続します。住宅が建築されても、農地への影響は問題ないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町加古字五軒屋中（長府池東方）

地目： 田

面積： 678㎡

移動する権利： 使用貸借権

譲渡人： 地元農家

譲受人： 農業兼会社員

転用目的： 太陽光発電施設

土地利用計画： 北東は県道、東はお堂、南は水路をはさんで農道、西は幅広の水路。防草シート敷き、周囲はネットフェンス設置。パイプ型高架台9棟に太陽光発電パネル148枚設置。パネル下部でブルーベリー栽培予定。再生可能エネルギー発電事業計画認定について（通知）写し添付

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は西川委員です。申請地は他の農地とは水路等で隔てられており、転用しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・大村委員： 申請地の雨水はこれまでと同様、既設の水路に流れるものと思われます。転用しても周辺農地や道路等への影響は問題ないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在： 稲美町下草谷字東北野（さくらの森公園北方）

地目： 田

面積： 3,729㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 中古車等輸出入業者

転用目的： 露天車両置場

土地利用計画： 申請地の南は道路、東は譲受人所有の車両置場、北は駐車場、西は事業所及び譲渡人所有の農地。

盛土し整地する。先に取得の車両置場と一体利用で、東側道路から車両搬出入する。東・南はネットフェンス設置。雨水排水は、周囲にU字溝設置し、南東角及び南西角に集水し、それぞれ南側道路南の水路に放流する。2筆で200台以上駐車可能。農業会議に意見を求める案件。

議長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大住委員です。申請地は譲渡人の農地以外は、他の農地と道路と水路で隔てられており、転用しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・大村委員： 前回転用地の排水路は未整備ですが、今回の申請地と一体で周囲にU字溝を設置し水路に流す計画です。2か所に浄化槽を設置するようですので、周辺農地への影響は無く、問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び所有権の移動が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号4」及び「番号5」は、譲受人が同じで一体利用する計画ですので、一括審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。

「番号4」及び「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町六分一字西場	田	1, 152 m ²
	田	697 m ²
	田	909 m ²

(百丁場集落南西、神戸市境) 3筆合計 2, 758 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：電気工事業・太陽光発電事業者

転用目的：太陽光発電施設

土地利用計画： 「番号5」と一体利用

「番号5」

所 在：稲美町六分一字西場

地 目：田

面 積：439 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住所有者

譲受人：「番号4」と同じ

転用目的：太陽光発電施設

土地利用計画： 「番号4」の3筆と「番号5」の1筆、計4筆を一体利用する。農業会議に意見を求める案件。

西は農地と山林、北は農地、東は太陽光発電施設、南は山林と公衆用道路。

整地し、周囲はフェンス設置。架台設置し、太陽光発電モジュール1, 020枚設置。雨水は自然浸透及び既設排水施設を活用し、西側のU字溝に流す。再生可能エネルギー発電

事業計画認定について（通知）写し添付

議長： 「番号4」「番号5」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は藤原委員です。申請地と近隣農地との間には排水路があり、また、用水はパイプラインが設置されているため、影響はない。道路も農道しかなく、影響はない。申請地の東側はすでにソーラー設備が設置されている。申請地も含めてソーラー設備の管理が適切に行われるなら、転用しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

6番・大西寿々代委員： 申請地は神戸市と稲美町の境で、南は山林で谷になっています。4筆一体利用ですが畦は残します。中央の水路は素掘りで、そこから西側の水路に流れる雨水は、山林に沿って谷に流れます。周囲の農地へは給排水路があり、影響は問題ないものと思います。隣地の太陽光発電施設が許可されていますので、許可相当だと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

4番・福田修委員： 残す畦の幅はどのくらいですか。フェンスは畦のどこに建てられますか。

事務局： 畦の幅は60cmくらいです。フェンスは残る畦の両側に建てられません。

議長： 他に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」「番号5」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号4」「番号5」は申請のとおり転用及び所有権の移動が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 3件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 3件

申請筆数： 4筆

申請面積： 7, 849㎡

「明細」

利用権を設定する申請者（借受者）：3件
利用権を設定する申請者（貸付者）：3件
申請筆数：4筆
申請面積：7,849㎡
借受理由：経営規模拡大 3件
貸付理由：高齢により耕作できない 1件
遠距離による耕作不便 1件
兼業による労力不足 1件

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 今回の利用集積につきましては、最適化推進委員に調査依頼をしたものはありません。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。
農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、議案第55号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。判断を求められているのは3件です。

1件目「No.202201-01」では、委員が農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に抵触しますので、委員の退席を求めます。

(委員退席)

それでは、「1件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「1」 No.202201-01

作目 施設トマト、施設キュウリの栽培面積・収量増、

野菜苗は栽培面積・鉢数減

経営農地 ハウスの面積・棟数増

農業用施設等の取得計画 トラクター、軽バン、パイプハウス

制度資金の活用、経営分析による効率化、休日制の導入、

後継者への経営移譲

農業所得に関する目標、労働時間は構想基準に合致する

議長： 委員方でご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

「1件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

(除斥の委員を除く全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「1件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

退席中の委員は自席にお戻りください。

(委員、席に戻る)

次に、「2件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「2」 No.202201-02 更新

作目 小松菜、水菜、ほうれん草で栽培面積・収量の増

経営農地 ハウスの面積・棟数増

農業用施設等の取得計画 ビニールハウス・包装機

パソコン簿記による青色申告、パート雇用による休日の取得

農業所得に関する目標、労働時間構想基準に合致する

議長： 委員方でご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

「2件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「2件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

次に、「3件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「3」 No.202201-03 更新

作目 露地野菜の栽培面積・収量増

農業用施設等の取得計画 包装機

常時雇用の人数増、市場出荷を行う

農業所得に関する目標、労働時間構想基準に合致する

議長： 委員方でご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

「3件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を

求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「3件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和4年2月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和4年2月25日

議長 高橋 秀一

委員 大西 純子

委員 鳴瀬 敏雄